

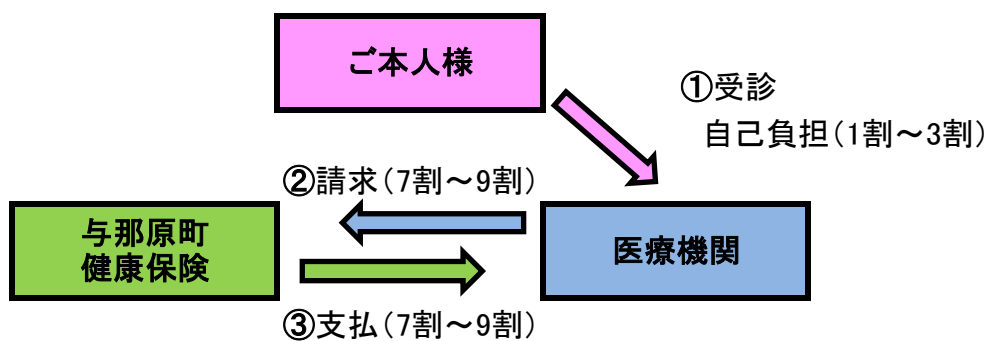
資格喪失後の受診による医療費の返還について

他の健康保険等加入後の、与那原町の保険証で受診した場合

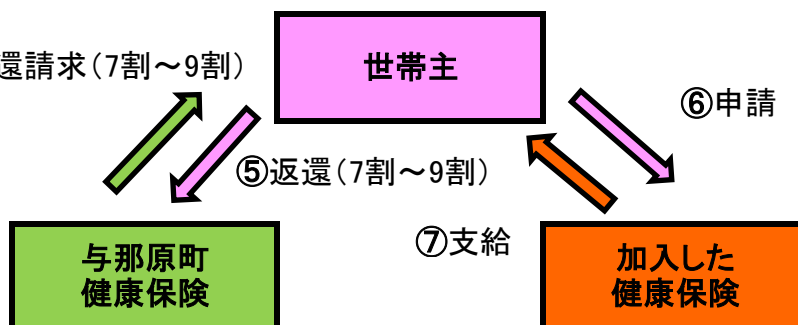
お勤め先や家族の健康保険等に加入後に、与那原町の「国民健康保険証」で受診した場合や、さかのぼって国民健康保険の資格を喪失した場合などは、与那原町が医療機関へ支払った医療費(7割～9割)を世帯主に返還していただき、その後、新しく加入した保険等へ申請していただきます。

※民法第703条(不当利得の返還義務)の規定により、請求しておりますので返還してください。

(1)医療機関を受診した場合



(2)医療費の返還の流れ



医療給付費の返還方法

該当になった方は、与那原町から「与那原町国民健康保険医療給付費の返還通知」という通知書が送付されます。

通知書には、納入通知書兼領収書が同封されていますので記載されている期日までに納付してください。納付場所については、町役場、又は通知書に記載されている指定金融機関で納付をお願いします。

※通知書については、資格喪失後の概ね3か月後にお送りしますが、医療機関からの請求時により遅れる場合があります。

新たに加入した健康保険への医療給付費の申請について

新たに加入された健康保険などに申請する際には、「領収書(与那原町からの請求により納めた際の領収書のこと)」と「診療報酬明細書の写し」が必要となります。

「診療報酬明細書の写し」については、町役場で納めた場合、領収書の確認後その場でお渡しになります。指定されている金融機関で納めた場合は、こちらで確認後に郵送します。

詳しい申請方法については、加入された健康保険にてご確認ください。

今後、喪失後受診を防止していくために

誤った健康保険証の使用をなくすために、他の健康保険に加入した際には、速やかに脱退手続きをし、保険証の使用をなくすことが今後の資格喪失後受診の防止になります。

また、保険証が変更になる場合は、その旨を医療機関等窓口にお伝えください。